

電子申請・届出システム構築の背景・概要

20231220『第2回 地方公共団体向け「電子申請・届出システム」利用準備セミナー』

厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室

これまで実施してきたセミナー等の情報

情報提供しているURL <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

第1回利用準備セミナー

- アーカイブ動画
- 資料

第二期利用開始自治体向け伴走支援説明会

- アーカイブ動画
- 資料

システムの概要

- アーカイブ動画
- 資料

本日のセミナーを補完するものとして、ぜひご視聴ください！

(地方公共団体の業務フロー、Q&A等は、第1回利用準備セミナーをご参照ください)

システム整備の背景

- デジタル手続法において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し、国は、支援等に努めることとされている。
- デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンス トップ）のもと、**地方公共団体の行政手続についても、オンライン化が努力義務とされている。**
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、**デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにすること**で、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築すること」等が記載されている。
- 「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、**介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる**」としており、**令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとしている。**

介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて

令和4年12月23日 厚生労働省

- 持続的な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、具体的には、取組の横展開や働きかけの強化等、総合的に取り組むことが重要。
- 中小事業者も多い、介護事業者の職場環境づくりを全政府的な取組と位置づけ、自治体や事業者も巻き込んで推進し、その成果を、従業員の賃金に適切に還元していただくことについて期待。

(1) 総合的・横断的な支援の実施

① 介護現場革新のワンストップ窓口の設置

事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置。中小企業庁の補助金の活用促進。

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援

課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに、①のワンストップ窓口と連携して、相談対応、職員向け研修など伴走支援を進める。

(2) 事業者の意識改革

③ 優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進

職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

④ 介護サービス事業者の経営の見える化

介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める。

(3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

⑤ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する。また、福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める。

⑥ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し

未取得事業者の取得促進を図るとともに、加算手続の簡素化や制度の一本化について検討。

⑦ 職員配置基準の柔軟化の検討

実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3:1）の柔軟な取扱い等を検討。

⑧ 介護行政手続の原則デジタル化

今年10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む。

社会保障審議会介護保険部会

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ（令和4年11月7日）概要

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護分野文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後の更なる負担軽減の実現へ向け、主に以下の項目について議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめを行った。

取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性

① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- ・ 国が示している標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきである。
- ・ 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきである。
- ・ **標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の**所要の法令上の措置を行うべきである。（施行時期：令和6年度）

② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

- ・ 専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い公表を行うべきである。
- ・ 要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行うべきである。
- ・ 受付フォーマットや運営方法については、今後も随時検討を行うべきである。

今後の進め方

専用の窓口へ提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益である。

③ 「電子申請・届出システム」について

- ・ **手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきである。**
- ・ **早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきである。**
- ・ **利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきである。**
- ・ **機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行うべきである。**
- ・ **システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の**所要の法令上の措置を行うべきである。

④ 地域による独自ルールについて

- ・ **地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表**を行うべきである。
- ・ 専用の窓口へ提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行うべきである。

⑤ その他の課題について

- ・ 処遇改善加算や事故報告、ケアプラン、介護DX等に関して示されたその他の意見については、関係審議会における検討の中で積極的に活かし、デジタル化や負担軽減を進めていくことを期待。

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）②

（令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会）

II 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

(1) 総合的な介護人材確保対策

- ・ 処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など総合的に実施
- ・ 介護福祉士のキャリアアップや処遇につながる仕組みの検討
- ・ 外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援等の推進

(2) 生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現

○地域における生産性向上の推進体制の整備

- ・ 生産性向上等につながる取組を行う介護事業者へ認証を付与する取組により、優良事例を横展開
- ・ 都道府県主導のもと、様々な支援・施策を一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者支援
- ・ 地方公共団体の役割を法令上明確化

○施設や在宅におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用

- ・ 相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の推進
- ・ 施設における介護ロボットのパッケージ導入モデル等の活用推進
- ・ 在宅におけるテクノロジー活用に当たっての課題等に係る調査研究

○介護現場のタスクシェア・タスクシフティング

- ・ いわゆる介護助手について、業務の切り分け、制度上の位置付け等の検討。人材の確保については、特定の年齢層に限らず柔軟に対応

○経営の大規模化・協働化等

- ・ 社会福祉連携推進法人の活用促進も含め、好事例の更なる横展開
- ・ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」も踏まえ、各サービスにおける管理者等の常駐等について、必要な検討

○文書負担の軽減

- ・ 標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について所要の法令上の措置を遅滞なく実施

○財務状況等の見える化

- ・ 介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣がデータベースを整備し公表
- ・ 介護サービス情報公表制度について、事業者の財務状況を公表。併せて、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討

2. 給付と負担

(1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

○1号保険料負担の在り方

- ・ 国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る

○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

- ・ 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

○補足給付に関する給付の在り方

- ・ 給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討

(※) 次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論

(2) 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

○多床室の室料負担

- ・ 老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

○ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ・ 利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・ 現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

(3) 被保険者範囲・受給者範囲

- ・ 第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等）

第百十四条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 五の二 利用者の推定数
- 六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 法第七十条第二項各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）
- 十一 その他指定に関し必要と認める事項

（略）

5 第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

※全サービスに同様の規定を追加

（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

=電子申請・届出システム

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、**厚生労働省の使用に係る電子計算機**（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）**と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法**であって、**当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録**されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

1. 第百十四条第一項若しくは第二項、第百十五条第一項若しくは第三項、第百十六条第一項若しくは第三項、第百十七条第一項若しくは第三項、第百十八条第一項若しくは第三項、第百十九条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項若しくは第三項、第百二十一条第一項若しくは第三項、第百二十二条第一項若しくは第三項、第百二十三条第一項若しくは第三項、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十五条第一項若しくは第三項、第百二十六条の十三第一項、第百三十一条の二の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の三第一項若しくは第二項、第百三十一条の三の二第一項若しくは第三項、第百三十一条の四第一項若しくは第三項、第百三十一条の五第一項若しくは第三項、第百三十一条の六第一項若しくは第三項、第百三十一条の七第一項若しくは第二項、第百三十一条の八第一項若しくは第二項、第百三十一条の八の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の十六第一項、第百三十一条の十七第一項、第百三十一条の十八第一項、第百三十二条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十六条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百三十八条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百四十条の四第一項若しくは第三項、第百四十条の五第一項若しくは第三項、第百四十条の六第一項若しくは第三項、第百四十条の七第一項若しくは第三項、第百四十条の九第一項若しくは第三項、第百四十条の十第一項若しくは第三項、第百四十条の十一第一項若しくは第三項、第百四十条の十二第一項若しくは第三項、第百四十条の十三第一項若しくは第三項、第百四十条の十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十五第一項若しくは第三項、第百四十条の二十六第一項若しくは第三項、第百四十条の三十二第一項若しくは第三項又は第百四十条の六十三の五第一項若しくは第二項の規定による申請

【指定申請・更新申請】

2. 第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十条の五第一項、第百三十一条の十一の九第一項、第百四十条の十七の六第一項、第百四十条の二十第一項、第百四十条の二十一第一項又は第百四十条の二十八の二第一項の規定による申出

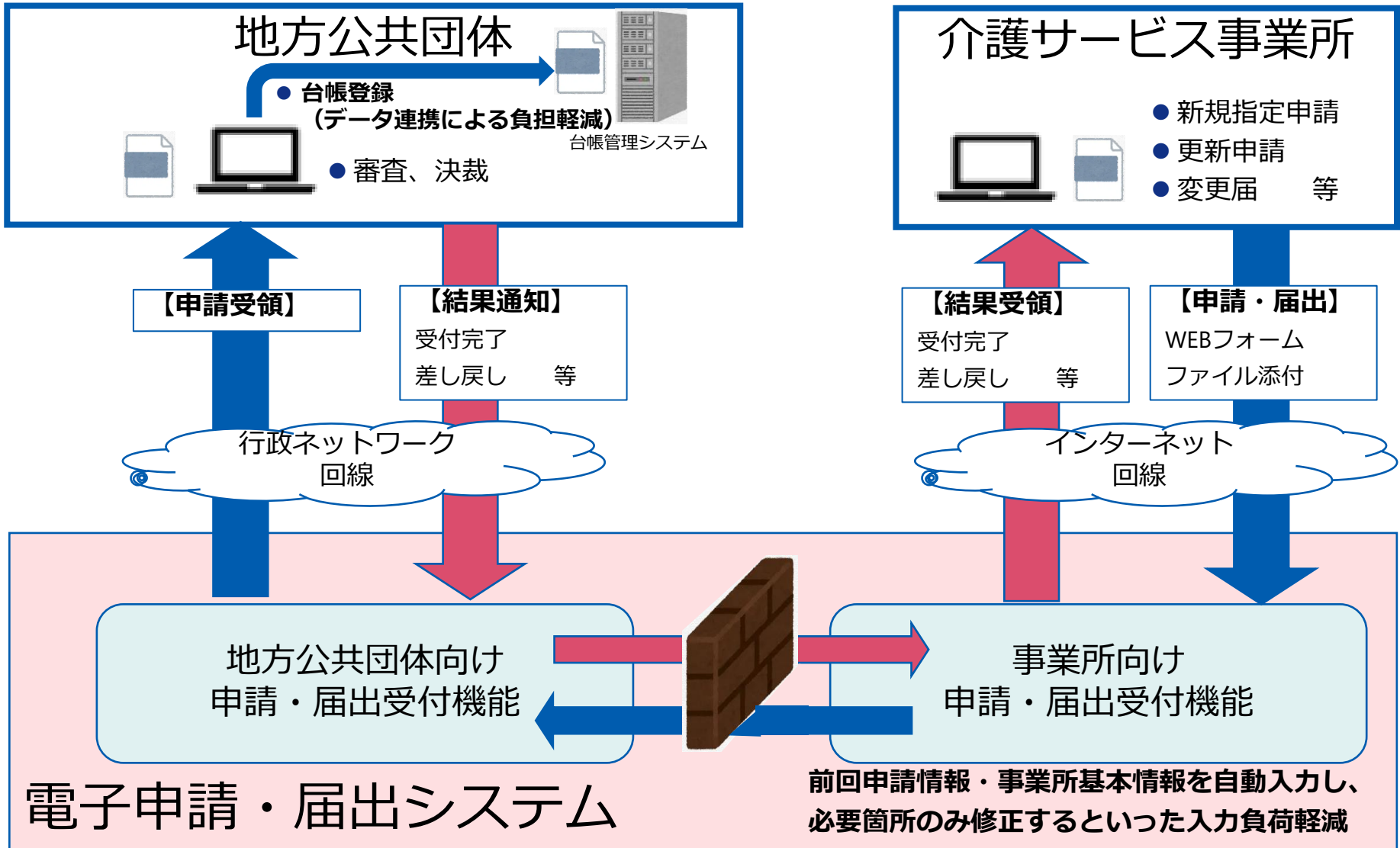
特例に係る別段の申出

3. 第百三十一条第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十一の十第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百三十一条の十三第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十三の二第一項、第百三十三条第一項から第三項まで、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百三十七条第一項から第三項まで、第百四十条の二の二第一項から第三項まで、第百四十条の二十二第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の二十八の三第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百四十条の三十第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の三十五第一項若しくは第二項、第百四十条の三十七第一項から第三項まで又は第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出

【変更届等】

電子申請・届出システムについて

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



外部サービスとの連携

● GビズID

- デジタル庁が運用する法人・個人事業主向け**共通認証システム**
- 1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービス
- 事業所が申請届出するためのログインだけでなく、自治体が申請届出内容を確認するためのログインでも必要。
- **各地方公共団体による登録が必要。**

● 登記情報提供サービス

- 法務省が運用する、**登記所が保有する登記情報を**インターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービス
- 事業所は、原本提出していた登記事項証明書に代えて、オンラインで電子的に登記事項証明書を提出することが可能。（照会番号を発行）
- 自治体は照会番号から当該登記情報を確認する。
- **厚労省が全地方公共団体分のIDを発行済み。**（各団体1ID）。複数部局で使いたい、等、自治体独自で利用登録することは妨げない。

※ これにより、原本提出が必要で紙による申請書類が残るものはないが、手数料を納付する方法について課題がある。

【事例】

- ✓ 証紙を使っている例・・・証紙を購入する必要がある。
- ✓ 振り込み、払い込みに切り替えた例

登記情報提供サービスについて



<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

【想定されるフロー】

- ① 自治体、事業者ともに、サービスの利用登録
- ② 事業者がサービスから「照会番号」を発行
- ③ 事業者が、電子申請届出システムで、申請・届出と同時に照会番号を自治体に通知
- ④ 自治体がサービスで照会番号から登記情報を確認・出力



照会番号

行政機関等へのオンライン申請等をする場合に登記事項証明書の代わりに添付し、同申請を受領した行政機関等は、この照会番号に基づき登記情報の確認を行います。照会番号の有効期間は請求の翌日から100日間です。この期間を過ぎますと行政機関等から行う登記情報の確認ができません。照会番号は1つの登記情報ごとに発番され、同一物件について最大10個まで同時に取得することができます（請求する照会番号1個につきご利用種別に応じた利用料金相当額がかかります。なお、請求する照会番号が1個の場合は、登記情報1件の確認と同じ利用料金となります。）ので、複数の行政機関等にオンライン申請等をする場合は、その数だけ照会番号を取得してください（既に申請に使用した照会番号は、100日間有効期間内であっても他の申請には使用できません。）。

電子申請・届出システム 導入スケジュール

「電子申請・届出システム」は、利用開始時期を分けて運用を開始し、利用可能な自治体数を順次拡大していきます。介護保険法施行規則等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、原則、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするための改正が行われたところです。（公布日：令和5年3月31日）本改正において、都道府県知事等は令和8年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしております。

【導入スケジュール】

	R5年度				R6年度				R7年度			
	4月	9月	10月	3月	4月	9月	10月	3月	4月	9月	10月	3月
第1期	運用開始											
第2期	運用開始											
第3期	参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始									
第4期			参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始							
第5期				参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始						
第6期					参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始					
第7期						参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始				

想定される今後の作業スケジュール

	開始－ 4月	開始－ 3月	開始－ 2月	開始－ 1月	開始月	
第2期、第4期、第6期	1 2月	1月	2月	3月	4月～	9月
第3期、第5期、第7期	6月	7月	8月	9月	10月～	3月
1 利用開始時期見直し (次期利用開始確定)	初旬：回答依頼 月末：回答✕	随時、利用開始時期の見直し・修正が可能				
2 マスタ等登録 ※マスタ情報、WBS、伴奏支援希望		初旬：回答依頼 中旬：回答✕	上旬：登録完了			
3 伴奏支援 ※希望自治体のみ ※グループ形式での支援を予定		下旬：初回実施	月1～2回実施予定			
4 自治体による試行			上旬：開始連絡 試行開始 月末：試行終了	上旬：マスタ 修正依頼		
5 マスタ修正				中旬：修正完了		
6 本番環境利用開始 ※周知日、受付開始日				下旬：利用開始 連絡 確認依頼 (運用開始まで回答)		
7 運用開始					本格運用開始 ※各自治体が準備状況を踏まえ設定	
8 開始確認 ※周知日、受付開始日						中旬：回答依頼 下旬：回答✕ 月末：自治体名 公表

● 赤字は、主に各自治体の実施する項目。

● 上記スケジュールに加えて、条例・規則の改正が必要になる場合があるので、利用開始時期の確定にあたって考慮が必要。

自治体の利用開始時期の意向（2023年12月4日時点）

利用開始時期	第一期 (R4下半期)	第二期 (R5上半期)	第三期 (R5下半期)	第四期 (R6上半期)	第五期 (R6下半期)	第六期 (R7上半期)	第七期 (R7下半期)	その他	回答数合計	総計(n)
都道府県	2 4.3%	6 12.8%	17 36.2%	13 27.7%	8 17.0%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	47 100.0%	47
指定都市	4 20.0%	3 15.0%	2 10.0%	5 25.0%	6 30.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%	20
特別区	1 4.3%	3 13.0%	6 26.1%	7 30.4%	6 26.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	23 100.0%	23
中核市	2 3.2%	6 9.7%	15 24.2%	16 25.8%	17 27.4%	0 0.0%	6 9.7%	0 0.0%	62 100.0%	62
市	15 2.1%	48 6.8%	115 16.2%	125 17.6%	289 40.7%	27 3.8%	59 8.3%	13 1.8%	691 97.3%	710
うち一部事務組合等	0	3	12	14	24	0	9	4	66	
町村	5 0.5%	21 2.3%	123 13.3%	144 15.6%	381 41.1%	38 4.1%	123 13.3%	31 3.3%	866 93.5%	926
うち一部事務組合等	0	4	58	16	51	4	23	2	158	
回答数合計	29 1.6%	87 4.9%	278 15.5%	310 17.3%	707 39.5%	65 3.6%	189 10.6%	44 2.5%	1709 95.6%	1788

一部事務組合等	0	1	6	7	18	1	7	2	42
---------	---	---	---	---	----	---	---	---	----

今後、都道府県の皆さんには、未回答の約80市町村、「その他」と回答の44市町村に対し、利用開始時期の意向を確定いただくよう、依頼予定。

都道府県ごとの利用開始時期の意向回答状況（2023年12月4日時点）

利用開始時期	第一期 (R4下半期)	第二期 (R5上半期)	第三期 (R5下半期)	第四期 (R6上半期)	第五期 (R6下半期)	第六期 (R7上半期)	第七期 (R7下半期)	その他	自治体数	回答数合計	回答率
01北海道	1	0	18	15	91	2	27	9	180	163	90.6%
02青森県	0	2	8	8	15	1	2	2	41	38	92.7%
03岩手県	1	0	5	8	9	2	6	2	34	33	97.1%
04宮城県	0	1	4	2	16	2	1	4	36	30	83.3%
05秋田県	0	0	12	5	8	0	1	0	26	26	100.0%
06山形県	3	2	4	9	15	1	2	0	36	36	100.0%
07福島県	0	2	7	19	20	5	6	0	60	59	98.3%
08茨城県	0	2	9	7	12	3	12	0	45	45	100.0%
09栃木県	0	0	5	9	11	1	0	0	26	26	100.0%
10群馬県	0	1	6	5	21	0	3	0	36	36	100.0%
11埼玉県	0	8	6	14	25	0	10	0	64	63	98.4%
12千葉県	1	5	5	15	24	2	3	0	55	55	100.0%
13東京都	3	8	15	14	10	3	6	1	63	60	95.2%
14神奈川県	8	4	1	9	7	1	1	1	34	32	94.1%
15新潟県	1	2	3	4	17	1	2	1	31	31	100.0%
16富山県	0	0	5	5	2	1	0	3	16	16	100.0%
17石川県	0	1	0	5	7	2	4	0	20	19	95.0%
18福井県	0	0	2	1	11	0	3	0	18	17	94.4%
19山梨県	0	0	4	8	10	0	6	0	28	28	100.0%
20長野県	1	8	7	11	26	12	6	2	78	73	93.6%
21岐阜県	0	1	2	5	34	0	0	1	43	43	100.0%
22静岡県	3	1	11	3	14	4	0	0	36	36	100.0%
23愛知県	1	3	4	8	17	3	16	1	55	53	96.4%
24三重県	0	1	1	6	20	0	2	0	30	30	100.0%

利用開始時期	第一期 (R4下半期)	第二期 (R5上半期)	第三期 (R5下半期)	第四期 (R6上半期)	第五期 (R6下半期)	第六期 (R7上半期)	第七期 (R7下半期)	その他	自治体数	回答数合計	回答率
25滋賀県	1	2	7	3	4	0	3	0	20	20	100.0%
26京都府	0	1	3	6	13	1	3	0	27	27	100.0%
27大阪府	0	0	0	3	35	2	3	1	44	44	100.0%
28兵庫県	2	4	8	4	17	1	6	0	42	42	100.0%
29奈良県	0	0	0	21	8	5	1	1	40	36	90.0%
30和歌山県	0	0	3	9	14	0	5	0	31	31	100.0%
31鳥取県	0	1	3	2	7	0	7	0	20	20	100.0%
32島根県	0	0	0	2	13	0	4	1	20	20	100.0%
33岡山県	0	1	2	2	16	1	5	1	28	28	100.0%
34広島県	2	1	4	0	9	1	4	0	24	21	87.5%
35山口県	0	1	6	2	11	0	0	0	20	20	100.0%
36徳島県	0	1	1	2	20	0	0	1	25	25	100.0%
37香川県	0	0	0	5	11	1	1	0	18	18	100.0%
38愛媛県	0	1	9	3	7	0	0	0	21	20	95.2%
39高知県	0	5	4	5	7	0	9	1	35	31	88.6%
40福岡県	0	5	37	3	12	0	3	1	61	61	100.0%
41佐賀県	0	0	1	6	14	0	0	0	21	21	100.0%
42長崎県	0	4	2	8	7	0	1	0	22	22	100.0%
43熊本県	0	3	2	7	14	0	5	6	46	37	80.4%
44大分県	0	1	3	7	2	1	2	0	19	16	84.2%
45宮崎県	0	3	3	1	8	1	5	1	27	22	81.5%
46鹿児島県	1	0	3	12	15	3	1	3	44	38	86.4%
47沖縄県	0	1	33	2	1	2	2	0	42	41	97.6%
合計	29	87	278	310	707	65	189	44	1788	1709	95.6%

今後、都道府県の皆さんには、未回答の約80市町村、「その他」と回答の44市町村に対し、利用開始時期の意向を確定いただくよう、依頼予定。

※18府県は、回答率100%かつその他ゼロ

自治体の利用開始時期の意向 ～遅めの設定理由

台帳管理システムとの連携機能の追加後に開始したいと考えているため	台帳管理システムと関係なく利用可能です
システム改修や受付方法の確定に時間を要するため 様式の標準化など規則の改正が必要である。 運営手順や規則等の見直しに時間を要するため	何年もかかるとは思えません…
事業所の届出件数が紙面に対応できる範囲であるため。 指定申請件数が少ない。	複数自治体で事業を展開する法人の利便性もご考慮ください。「デジタルファースト」です。むしろ少ないからこそやりやすいのでは？
令和7年度にすべての自治体で利用とのことから、最終期とする。	意味がよくわかりません…
連携の準備が整わないため 現時点では、具体的開始にむけた準備ができていない 現在未着手のため 利用開始時期を定めていないため	準備してください… 着手してください… 予定を定めてください…
都道府県から取扱について示されていない	市町村が指定権者である場合は？
他市町村の動向を確認してから利用したい	自らの課題としてご検討ください
先行自治体の運用で発覚した微修正が完了してから利用開始したい	ずるくないですか…？
業務運用等の見直すための人手がない。 既に他の業務で手一杯で、なかなか時間がとれないため。	伴走支援も用意していますので、ご活用ください。
予算措置等必要のため 事業所からそういった要望を受けていない。ニーズがない。	本システム利用は無料です！ 要望が寄せられない=ニーズがない、は乱暴ではないですか？

自治体事務を理由に遅めの利用開始時期にしている例が多いようです…

自治体の利用開始時期の意向～早めの設定理由

<p>介護事業所の事務負担等の軽減を速やかに行うため。</p> <p>事業者の利便性向上の観点から、早期の利用開始を考えているため。</p> <p>早期に事業所における文書負担軽減を図るため</p> <p>事業者の負担軽減につながるので、状況が整い次第進めたい。</p> <p>介護保険事業者の事務負担軽減のために、早期に導入したい</p> <p>オンライン化による事務負担軽減を早期に実現したい</p>	<p>事業所の負担軽減を主目的に！</p>
<p>元々、電子申請での申請を検討していた</p> <p>県として申請届出手続きの電子化を進めているため</p> <p>市としてデジタル化を推進しているため</p> <p>他の電子申請と併せ、令和4年度中の利用開始とするため</p>	<p>自治体としてのDX化の取組の一環</p>
<p>本庁舎移転により、書類保管スペースがなくなってしまうため。</p> <p>紙媒体でのやり取りが負担であったため。</p>	<p>自治体業務の負担軽減の観点</p>
<p>市役所の環境整備さえ整えば、早期導入を妨げる理由はないため。</p> <p>本人確認や手数料が不要な手続きのため比較的早期に運用開始できる。</p> <p>対応を遅らせる理由がないため</p> <p>国の方針に基づき早期に実施したい。</p> <p>早期に電子申請システムの導入を希望するため</p>	<p>前向きなご意見ありがとうございます！</p>

事業所の負担軽減の観点での目標設定をお願いします！

【参考】本システムに関するよくある誤解と正解



よくある誤解

本システムの利用のためには、費用負担が発生する

市町村等の利用開始前に、都道府県が先行して開始していなければいけない、または近隣市町村も利用開始していなければいけない

都道府県と市町村等の中で権限移譲している場合は利用できない

本システムの利用開始時には全サービス・全申請届出に対して受付しなければいけない

本システムの利用のためには、事業所台帳管理システムとの連携が必要である

本システムの利用のためには、特別なシステム設定が必要である

本システムを利用した申請の場合、従来の事前相談や確認等ができない

本システムの利用開始のための条例・規則等の見直し（標準様式例への改定等）に時間がかかる



正解

本システムの利用は、**地方公共団体・自治体ともに無料**です

市町村等が都道府県より先行して開始することも可能です

権限移譲している場合の**カスタマイズ設定**が可能です

一部サービスや申請届出からの受付開始・拡大も可能です

事業所台帳管理システムとの連携無しでも始められます

原則、本システムの受付サブシステムHPへの接続確認のみで開始できます

本システムより事前相談のチェック欄をカスタマイズすることが可能です

自治体向け手引きに紹介されている条例・規則等への改定の文案をご活用いただければ**年度内の改定が可能**です

電子申請・届出システムの利用開始に向けた自治体における準備事項

- 本システムの利用原則化は介護保険法施行規則に定める法定事項です(利用しないという選択肢は認められません)
- 管内の事業所にも早期に情報提供をする必要があります。

<業務運用の見直し>

各自治体において、以下のような業務運用の見直しが必要になる場合があります。

●調整事項例

- ✓ 自治体内の業務運用手順等の見直し(HPの内容や様式を含む)
- ✓ 手数料徴収方法の見直し
- ✓ 添付資料原本の提出方法の検討(登記事項証明証等)
 - ・登記情報提供サービスの活用 等
- ✓ 必要に応じて、電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し
(例)「〇〇の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の見直し 等

<システム利用のための初期設定>

介護サービス情報公表システムの利用に当たっては、事前に自治体にて初期設定の準備作業があります。準備が必要となる初期設定の具体的な内容としては、自治体ごとに登録するマスタや、画面に表示する連絡先等となります。

●登録が必要な項目例

- ✓ 自治体問合せ先(画面表示する連絡先)
- ✓ 都道府県・市区町村との委任関係を定めるマスタ
- ✓ サービス種類ごとの必要添付ファイルの種類を定めるマスタ 等

LGWAN事務局から各自治体システム担当部局に、本システムとの疎通確認について事務連絡(R4年5月6日付) システム担当部局に要確認!

※ これとは別に、自治体の事業所台帳管理システムへ取り込んで更なる利便性向上を図る場合は、別途、事業所台帳管理システムに連携機能を追加する必要があり、これは自治体側でご準備いただきます。

自治体向け手引き

手引き本文

- 電子申請届出システムのご利用の前に、自治体の状況に応じて準備いただくこと、その準備の流れ・方法等についてご紹介します。
 - 電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し
 - 標準様式例の改定、必要添付書類の見直し
 - 手数料徴収方法の見直し
 - 自治体内の業務運用手順等の見直し
 - 介護サービス施設：事業所への周知 など

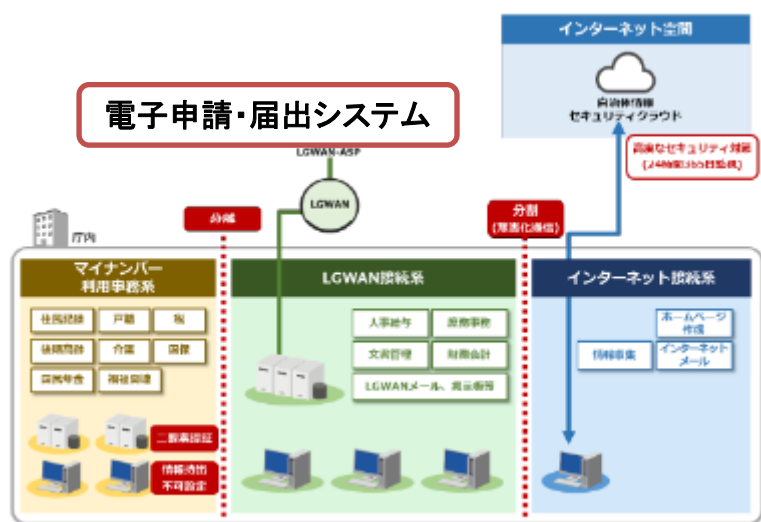
付属資料

- 電子申請届出システムのご利用準備に役立つ各種ツール、参考資料等をご提供します。
 - ① **チェックリスト**：自治体の現状に応じた準備が必要な事項の確認
 - ② **WBS**：上記、チェックリストで確認した必要な事項の進捗管理用ツール
 - ③ 電子申請届出システムの利用後の**運用フロー図（ひな型）**
 - ④ **標準様式例への改定関連資料一式**
 - ⑤ **GBZID・登記情報提供サービス 自治体向け説明会資料** など

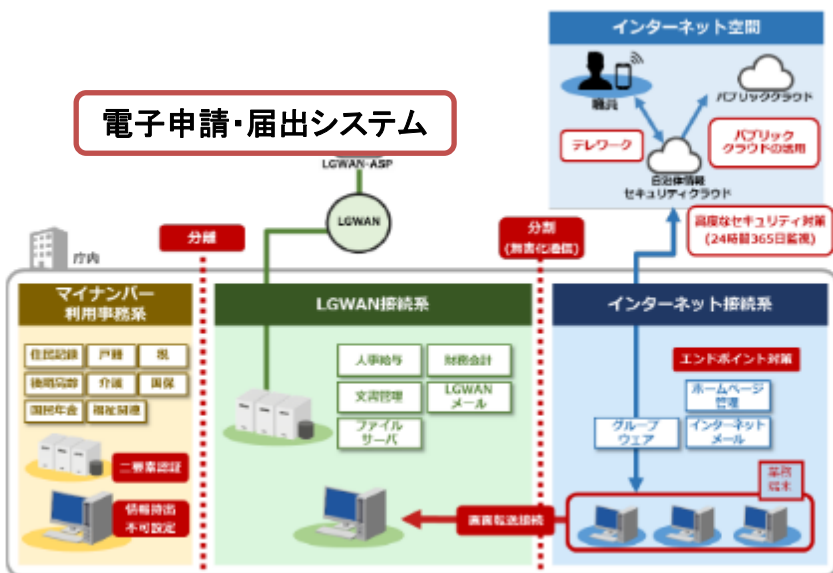
事業所向け手引き

- 電子申請・届出システムによる申請・届出のメリット
- 申請届出のための事前準備（GBZIDのアカウント作成など）
- 登記情報提供サービスの利用方法
- 電子申請・届出の流れ

電子申請・届出システムの接続形態



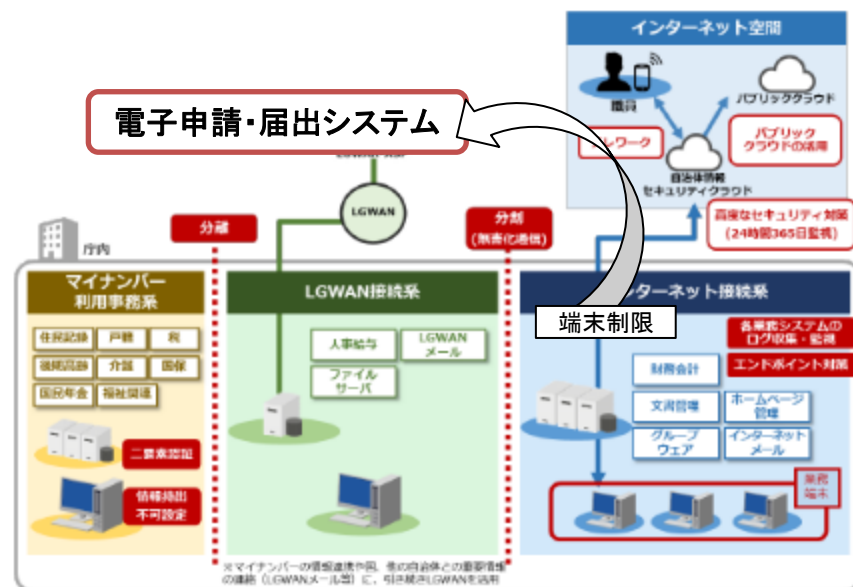
図表 15 三層の構えによる自治体情報システム例



図表 21 Bモデルイメージ図

- 原則としてLGWAN接続系からのアクセスを想定
- 自治体からは①LGWAN ②政府共通ネットワーク ③厚生労働省統合ネットワーク という経路で本システムに接続する。
- インターネット接続系からのアクセスも可能であるが、端末制限するなどの制御が必要。

LGWAN事務局から各自治体システム担当部局に、本システムとのメール疎通確認について事務連絡 (R4年5月) システム担当部局に要確認!



図表 23 Bモデルイメージ図

本システムへの接続確認方法

- 電子申請届出システムにアクセス予定のすべての端末（LGWAN端末）の用意を終えている。

※委託先や、広域連合傘下の各自治体がアクセスする予定がある場合には、それら各関係者の端末含む。

- 電子申請届出システムを利用する端末（LGWAN端末）で、自治体ログイン用URL

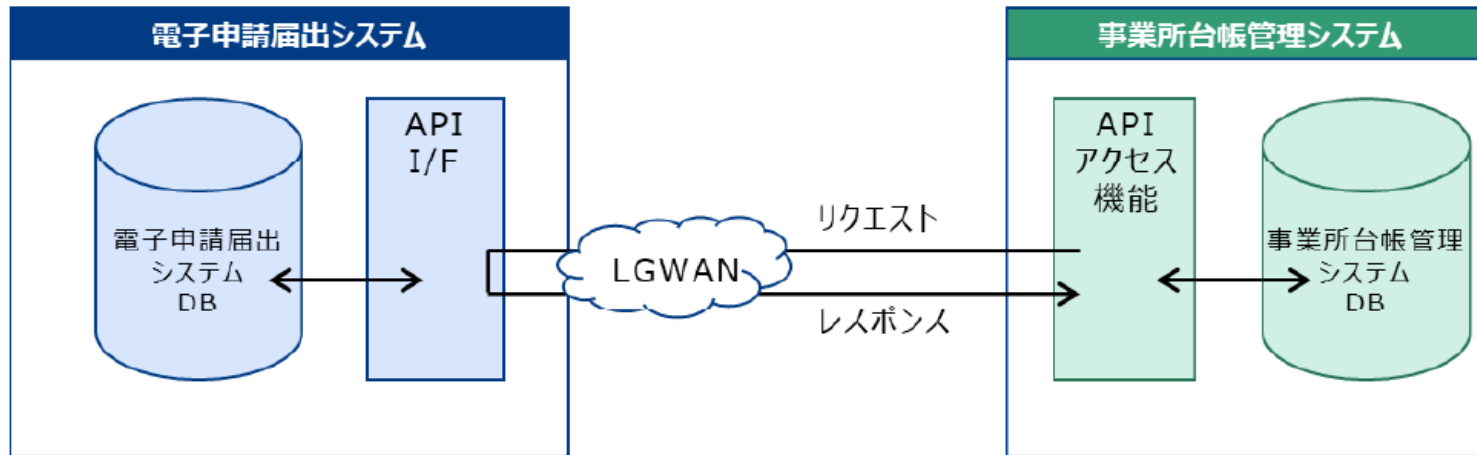
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.hq.admix.go.jp/uketsuke/>) に接続し、

エラー画面ではなく、正常にログイン画面が表示される。

The screenshot shows the login page for the '電子申請届出システム' (Electronic Application Submission System). The page has a green header with the system name and links for 'ヘルプ' (Help) and 'ご利用条件' (Terms of Use). Below the header, there is a message: 'ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。' (Please enter your ID and password and click the 'Login' button). There are two input fields: 'ID' and 'パスワード' (Password). Below the password field is a link: 'パスワードを忘れた方はこちら' (Click here if you forgot your password). A large green 'ログイン' (Login) button is centered on the page. At the bottom right, there is a link: 'このページのトップへ' (Go to top of this page). At the bottom center, there is a copyright notice: 'Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.'

指定申請事務～台帳管理システム登録事務 業務フロー

APIによる連携



- 地方公共団体の事務を更に軽減させるため、データの反映をシステム間のやり取りだけで完結させるべく、令和4年度補正予算において、本システムの**APIを開発**し、6月に公開。
 - ※API(Application Programming Interface)とは、自らのソフトウェアに他のソフトウェアの一部機能を共有する仕組みのことを指す。例えば、ネットショップ(=APIの利用者)で購入する際、カード会社(=APIの提供者)が提供しているAPIを通じて、購入した人のカード情報がネットショップを媒介せずに直接カード会社に情報が届けられる仕組みが提供可能となる。
- 併せて、事業所台帳管理システム側から本システムに対し、直接、データ登録を要求するための規約である「**API連携仕様書**」を作成。
- 当該仕様書は、都道府県等で導入している「事業所台帳管理システム」において、「電子申請届出システム」の申請届出データ等を授受するために必要なAPI仕様の情報を提供するもの。
- これにより、従来は、
 - ①「電子申請届出システム」からファイルを執務用PCにダウンロードし、
 - ②執務用PCから「事業所台帳管理システム」にアップロードしていたところ、**「事業所台帳管理システム」からワンクリックで「電子申請届出システム」の情報を入手することが可能となる。**

事前質問への回答

質問	回答
<p>利用準備を始めるにあたって必要事項を1から順に教えて欲しい 申請種別ごとに必要な添付書類一覧が欲しい GビズIDの取得方法を教えてほしい</p>	<p>自治体向け手引きを参照されたい。また、これまで、第1回利用開始準備セミナー、第二期利用自治体向け伴走支援説明会を開催し、オンデマンド配信中。R4老健事業で第一期自治体の事例も紹介している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</p>
<p>台帳管理システム（API連携）や指定管理システムとの関係性、データ保管の方法など</p>	<p>台帳管理や指定管理は各自治体の取組。保存容量や具体的運用は国は関与しない。介護保険事業費補助金「介護報酬改定等に伴うシステム改修事業」で補助</p>
<p>保険者独自サービスも申請可能か</p>	<p>各自治体の取組であって、国が関与するものではない。</p>
<p>中核市は県知事宛様式を使用？</p>	<p>宛先を「知事（市町）」としている</p>
<p>登録するマスターファイルを事前に欲しい</p>	<p>確実な進捗管理のために、各期4月前の正式な利用意向の確認後に、伴走支援申込みと併せて送付している</p>
<p>運用している自治体一覧がほしい</p>	<p>先行自治体の工夫等は伴走支援でお示ししている。第一期の伴走支援実施自治体は老健事業報告書を参照。本セミナー、前回セミナーも参考にさせていただきたい</p>
<p>様式告示は何で通知されるのか</p>	<p>OnePublicをベースに、都道府県担当者にメール送付。</p>

自治体の皆様へのお願い

- 利用開始に向けて、準備を進めてください。
- LGWANにおいて**本システムとの疎通確認**をしているかどうか、**システム担当部局**に確認してください。
- **まずは、利用開始時期にかかわらず、GビズIDの取得を！**
 - 今後、マスタ情報の登録をする前でも、事業所による申請、自治体による確認の一連の流れを試すことが出来るテスト環境を提供予定（要GビズID）
- 事業所の負担軽減を実現するため、という観点で、利用開始時期の再検討を！
- 事業所を支援する仕組みとして、地域医療介護総合確保基金を活用して令和5年度から都道府県に設置可能となる**「介護生産性総合相談窓口」**も活用可能

【令和5年度の機能改修】

- ✓付表間の情報のコピー機能
- ✓同一法人が経営する事業所において、法人情報が変更された際の一括申請機能
- ✓自治体において、インターネット接続系の端末から本システムにアクセス可能とする機能
- ✓マスタ情報登録前に、システムの機能把握等が可能となるテスト環境

令和5年度 電子申請届出システム改修について 改修概要と利用開始予定時期

自治体向けの改修

※利用開始予定時期は、今後変更となることもあります。

● 受付サブシステムをインターネット接続系から利用可能とする機能追加（令和5年9月開始）

現在自治体が利用する受付サブシステムはLGWAN接続系からの利用となっておりますが、自治体のシステム構成の状況を踏まえ、受付サブシステムをインターネット接続系から利用可能としています。

インターネット接続系からの利用には、事前に接続するIPアドレスの登録が必要となり、利用する受付サブシステムのURLも変更となります。

● デモ環境の追加（令和5年11月開始）

自治体および事業所が自由にインターネット経由で申請届出サブシステムと受付サブシステムをお試しいただける環境を用意しています。各自治体には受付サブシステムと申請届出サブシステムのログインID・PWを配布しますので、申請届出～受付まで一連の流れで自由に試行可能となります。（デモ環境の申請届出サブシステムはログイン画面に記載されているID・PWでも自由に利用できます。）事業所にURLを公開することにより事業所の試行も可能になります。

なお、ご利用いただく機能はシステム全体で共通のものとなり、通知メールなど一部機能は制限されます。

事業所向けの改修

● 一括申請機能の追加（令和6年3月開始予定）

複数の事業所を運営している法人において、代表者等の法人情報に変更となった場合、すべての事業所の変更届出を提出する必要があります。これを対象事業所と提出先を選択して複数の変更届出を一括して一度に提出できるようになります。

● 付表のコピー機能の追加（令和6年3月開始予定）

法人で既に申請届出サブシステムで提出した他事業所の付表情報をコピーして利用できるようになります。

共通の改修

● 「厚生労働大臣が定める様式」告示公布に伴う入力フォーマットの変更（令和6年4月変更予定）

「厚生労働大臣が定める様式」に合わせて入力フォーマットを変更。

介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 (令和5年12月19日 厚生労働省告示第331号)

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める様式を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

次の表の上欄に掲げる規定に基づき厚生労働大臣が定める様式は、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

上欄	中欄	下欄
介護保険法施行規則第百十四条第五項	介護保険法施行規則第百十四条第一項の申請書	別紙様式第一号（一）
	介護保険法施行規則第百十四条第二項の申請書	別紙様式第一号（二）

※指定権者が都道府県・・・様式第一号（一）～（十一）、付表第一号・・・（一）～（十七）

※指定権者が市区町村・・・様式第二号（一）～（七）、付表第二号・・・（一）～（十二）

※総合事業・・・様式第三号（一）～（五）、付表第三号・・・（一）～（二）

知事(市長)殿

介護保険事業所番号
法人番号

電子申請届出サブシステムに係る伴走支援事業

1 事業の目的

- 令和5年3月の省令改正（※1）により、令和6年度から指定申請等の様式を統一化することとした上で、「電子申請・届出システム（※2）」の利用を原則とし、地方公共団体は令和7年度末までに利用開始のための準備を完了することとしたところ。
 ※1 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年4月1日施行） ※2 「介護サービス情報公表システム」のサブシステム
- 地方公共団体が本システムを円滑に利用するための支援や、好事例の横展開等を通じた早期の利用開始を促進するため、地方公共団体に対する伴走支援を行う。

2 事業の概要

地方公共団体に対する利用開始時期に係る意向調査を踏まえ、各期毎（＝半年）に支援対象グループを分けた上で、地方公共団体の状況に合わせた各種支援等を実施。

【主な支援内容】

1. 電子申請・届出システムに係る利用準備セミナーの実施

本システムをこれから利用する地方公共団体を対象に、利便性や利用に向けた準備のポイント等に関するセミナーを開催する。

2. 地方公共団体に対する個別相談会の実施

本システムの利用開始前・開始後における業務上の課題等に対する個別の相談対応を行う。

3. 地方公共団体向け手引きの改訂等

本システムを既に利用している地方公共団体の事例を踏まえ、地方公共団体向けの「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き」を改訂及び他の地方公共団体の参考となる事例集の作成を行う。

4. 「電子申請・届出システム」の利用による介護現場の負担軽減に係る調査

既に利用している地方公共団体管下の介護事業所を対象に、本システムの利用による介護現場の文書負担軽減の効果を把握する。

3 事業スキーム



4 その他

（参考）利用開始予定の地方公共団体数

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・令和5年度まで： 394 | ・その他/未回答： 123 |
| ・令和6年度： 1,017 | 出所：地方公共団体の利用開始時期の |
| ・令和7年度： 254 | 意向調査（令和5年12月4日時点） |

デモ環境について

デモ環境では、申請・届出、受付の一連の試行が可能です。マスタ機能把握や業務検討等にご活用ください。

受付URL	: 【 https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/uketsuke/ 】	地方公共団体画面
申請届出URL	: 【 https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/ 】	事業所画面

ログインID : 「demo + 地方公共団体コード6桁」 例 : demo123456
パスワード : 「地方公共団体コード6桁」 例 : 123456

- ※ 一部事務組合等がアクセスする場合は、構成市区町村のいずれかの地方公共団体コードをお使いください。
- ※ マスタ情報はデフォルト値の設定となります。（地方公共団体ごとのオリジナルマスタは設定できません。）
- ※ 登録した申請届出データは毎日24時に削除されます。
- ※ 操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル、操作ガイドをご参照ください。（ヘルプデスクへのお問い合わせはご遠慮ください）

電子申請・届出システム 操作ガイド（事業所向け）説明動画

操作ガイド（事業所向け）説明動画は、「操作ガイド（事業所向け）」を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。機能別に説明する各編と、それらをまとめた「まとめ編」がありますので適宜利用ください。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCI_5MM5



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー（共通機能）編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請編	新規指定申請提出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	利用準備編～申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26

電子申請・届出システム 利用開始時期 ご検討のお願い

- 利用開始時期については、早期の利用開始に向けてご検討ください。（利用開始とは、**事業所の皆様に向けてシステム利用を明言**したタイミングを言います）
- アナウンスと受付開始は同じ期に行うことが原則ですが、例えばアナウンスがR6年3月、受付開始がR6年7月になる場合も3期として登録することは妨げません。
- 再度の検討により、**利用開始時期を前倒しにする**等、以前ご回答いただいた内容を修正する場合は、再度回答URLからアンケートにご回答ください。（こちらで以前のデータを消去します）
- 全自治体の利用開始時期やその理由については、規制改革実施計画に基づき、社会保障審議会等の場で公表する予定です。

厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

上記URLページ内の1. 電子申請・届出システムの概要（4）自治体（指定権者）向け利用準備参考資料・資料一式に、自治体向け手引き等を保管していますので、ご参照ください。

回答URL

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_shinsei2022_02